

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十九号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表都市技術審議官の項を次のように改める。

| | | | |
|-----------|---|------------------------------|----------------|
| 都市建築技術審議官 | 局 | 知事の命を受け、都市政策及び建築に関する事務を掌理する。 | 土木建築局に必要な応じ置く。 |
|-----------|---|------------------------------|----------------|

別表第一号の表担当課長の項中「行政組織規則第三条に基づく機関」を「課」に改め、同表政策監の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-------------|---|--|----------------|
| 減災対策推進担当課長 | 局 | 上司の命を受け、減災対策に関する事務を総括し、及び整理する。 | 危機管理監に必要な応じ置く。 |
| 土砂法指定推進担当課長 | 局 | 上司の命を受け、土砂災害警戒区域等の指定に関する事務を総括し、及び整理する。 | 土木建築局に必要な応じ置く。 |

別表第一号の表参事の項を次のように改める。

| | | | |
|----|------|----------------------------------|----------|
| 参事 | 局及び課 | 上司の命を受け、命じられた局又は課の事務を総括し、及び整理する。 | 必要に応じ置く。 |
|----|------|----------------------------------|----------|

別表第一号の表産業振興監の項中「商工労働局産業政策課及び次世代産業課」を「商工労働局イノベーション推進チーム」に改め、同表備考2中「都市技術審議官」を「都市建築技術審議官」に改め、同表備考3中「及び行政組織規則」を「及びイノベーション推進チーム並びに行政組織規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。